

災害協定

災害により被災した住宅の

応急修理事業所募集

山形県建設労働組合連合会と山形県国土整備部建築住宅課では、近年多発する大規模自然災害に備え、災害により被災した住宅の応急修理について協定を締結することになりました。

県では、災害救助法施行令に定める規模の被害が生じた場合、応急修理にご協力いただける事業所の登録を行いますので、組合員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1 災害救助法適用の際の対応

- ①県は被災市町村に対し名簿を送付する。
- ②当該市町村は名簿に基づき業者を指定し、被災者に指定業者の斡旋を行う。
- ③被災者から修理の要望を受けた業者は、見積書の内容説明をし、工事前後に関係書類を市町村窓口に提出する。
- ④市町村から工事請負業者に費用が支払われる。ただし、法定限度額を超えた分の金額は被災者が業者へ支払う。

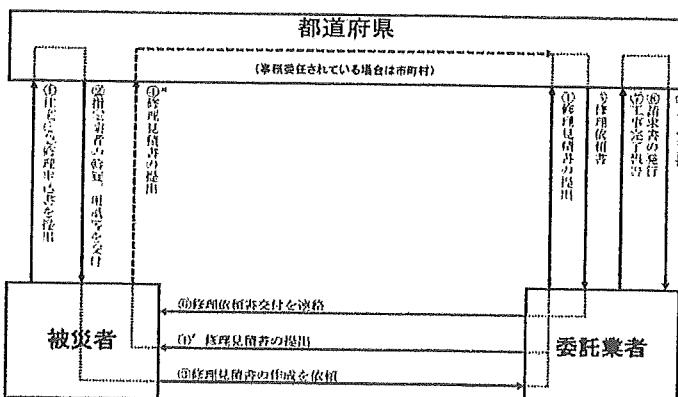
2 災害救助法施行令に定める規模の被害

- ①被災市町村の区域内の人口に応じて定める数以上の世帯の住家が滅失した場合
- ②山形県内で 1,500 世帯の住家が滅失し、かつ被災市町村の区域内の人口に応じて定める数の半分以上の世帯の住家が滅失した場合
- ③山形県内で 7,000 世帯の住家が滅失した場合

3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

- ①災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- ②居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
イ 口に掲げる世帯以外の世帯 59万5千円
ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30万円
- ③住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了すること。

図 1 通常の手続き



事業所		代表者		職種	
住 所			電話番号		

5月末日まで所属組合へご提出下さい。

山形市青田町6番18号
山形建設労働組合

電話 023(633)1928
FAX 023(633)4090

■住宅の応急修理の対象範囲（内閣府作成資料による）

災害救助法による住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。）に限られる。畳の修繕等については、これを認めないものではないが、一般的に修理は屋根、壁、床等、より緊急を要する部分から実施するものと解すべき。なお、修理の範囲は、以下の通りである。

- ①屋根、柱、床、外壁、基礎等
- ②ドア、窓等の開口部
- ③上下水道、電気、ガス等の配管、配線
- ④衛生設備

